

安来市公告

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり参加表明書及び提案書の提出を招請する。

平成27年4月16日

安来市長 近藤 宏樹

記

1 件名

安来市給食炊飯等業務委託

2 趣旨

安来市では、平成28年度から給食開始となる学校の炊飯等業務を民間事業者に委託する。

また、炊飯等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力、技術能力等を活用することにより、調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 担当部署

安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

〒692-0207 安来市伯太町東母里580番地

電話：0854-23-3327 ファクシミリ：0854-23-3381

電子メールアドレス：kyuushokucenter@city.yasugi.shimane.jp

4 参加資格要件

(1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者は単独企業とし、資格要件は次のとおりとする。

ア 参加事業者資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②これまでに炊飯業務の実績を3年以上有していること。
- ③公益社団法人日本炊飯協会が定める炊飯HACCP認定又は同等以上のHAC

CP認定を有していること。

- ④契約時に①、②及び③に掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。

イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②安来市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ③破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除きます。）
- ④国税及び地方税を滞納している者
- ⑤過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けた者
- ⑥食品衛生法の規定により 営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

（2）参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

（3）その他の条件

受託者は、本委託業務を開始する日までに、教育委員会から業務等の引継ぎを受けなければならない。

5 委託期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで2年間

6 募集要項等の公表

（1）公表期間

平成27年4月16日（木）から平成27年5月1日（金）までとする。

(2) 公表場所

安来市のホームページにおいて公表します。

(ホームページアドレス <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>)

7 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出日時及び提出場所

(1) 提出日時

平成27年4月24日（金）から5月1日（金） 午後4時まで

(2) 提出場所

安来市伯太町東母里580番地

安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

(3) 提出方法

参加表明書（兼参加資格審査申請書）等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

8 提案書等の提出日時及び提出場所

(1) 提出日時

平成27年5月18日（月）から5月25日（月） 午後4時まで

(2) 提出場所

安来市伯太町東母里580番地

安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

(3) 提出方法

参加表明書（兼参加資格審査申請書）は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

9 その他

詳細については、安来市給食炊飯等業務委託募集要項を参照すること。

10 問い合わせ先

安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

電 話 0854-23-3327

F A X 0854-23-3381

安来市給食炊飯等業務委託

募 集 要 項

平成27年4月

安来市教育委員会

目 次

第1	募集要項等の定義	1
第2	委託業務の概要	
1	委託業務の名称	1
2	対象施設	1
3	委託業務内容	1
4	委託期間	1
5	受託者	2
6	調理食数及び給食実施回数	2
第3	参加事業者の条件等	
1	参加資格	2
2	応募に関する留意事項	3
第4	受託者募集等のスケジュール	
1	資料の公表	4
2	募集要項等に関する説明会	5
3	募集要項等に関する質問の受付・回答	5
4	参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出	5
5	募集要項等に関する質問に対する回答書の公開	6
6	提案書等の提出（第1次審査）	6
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）	7
8	審査結果の通知	8
第5	提案書等の審査方法	
1	選定委員会の設置	8
2	審査の方法	8
3	参加辞退	9
4	事務局	9
第6	提案書等に関する条件	
1	委託料に関する条件	9
2	リスク管理方針	10
3	遵守法令	10
第7	委託業務実施に関する事項	
1	業務の継続が困難となった場合の措置	10
2	市による本委託業務の実施状況の評価	11
3	連絡協議会の設置	11
4	災害等対応への協力	11

第1 募集要項等の定義

安来市（以下「市」といいます。）では、平成28年度から給食の炊飯等業務を民間事業者に委託します。

また、炊飯等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力、技術能力等を活用することにより、調理業務等の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用します。

この募集要項は、炊飯等業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項に併せて配布する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が受託者に要求する具体的な業務仕様を示すもの 添付資料：本委託業務に関する添付資料 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
--

第2 委託業務の概要

1 委託業務の名称 安来市給食炊飯等業務委託

2 対象施設

安来市立第一中学校・第二中学校・第三中学校・広瀬中学校・安来幼稚園
安来市給食センター

3 委託業務内容（※自社工場において実施）

- (1) 食材検収業務
- (2) 炊飯業務
- (3) 調理食材等の管理業務
- (4) クラス別配缶業務
- (5) 食缶の配送・回収業務
- (6) 食缶の洗浄消毒業務
- (7) 施設及び設備機器の清掃及び点検業務
- (8) 配送車両管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務は、次のとおりとします。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務

4 委託期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで2年間

5 受託者

公募型プロポーザル方式により、単独の受託者を選定します。

6 調理食数（推定）及び給食実施回数（予定）

	平成 28 年度	平成 29 年度
調理食数	1,267 食	1,248 食
給食実施回数	130 回	130 回

第 3 参加事業者の条件等

1 参加資格

(1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者は単独企業とし、資格要件は次のとおりとします。

ア 参加事業者資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②これまでに炊飯業務の実績を 3 年以上有していること。
- ③公益社団法人日本炊飯協会が定める炊飯 HACCP 認定又は同等以上の HACCP 認定を有していること。
- ④契約時に①、②及び③に掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。

イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②安来市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者を除きます。）
- ④国税及び地方税を滞納している者
- ⑤過去 3 年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の停止処分を受けた者
- ⑥食品衛生法の規定により 営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない者
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係

を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とします。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とします。

(3) その他の条件

受託者は、本委託業務を開始する日までに、教育委員会から業務等の引継ぎを受けなければなりません。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 参加費用の負担

このプロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

このプロポーザルへの参加に関して使用する言語は、日本語とし、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は、円とすることとします。

(4) 著作権

参加事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、受託者として決定した事業者が提出した提案書の著作権は、市に帰属します。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また、返却をしません。

(6) 資料の取扱い

市が提示する資料は、このプロポーザルへの参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 参加申込みの無効に関する事項

参加事業者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該参加事業者がした参加申込みは、無効とします。

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出時から受託者の決定までの期間に、不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の対象施設について複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2以上の書類を提出した場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

オ 著しく信義に反する行為をした場合

(8) 本委託業務における契約予定金額の公表

本委託業務に係る平成28年度から平成29年度までの2年間の契約予定金額（消費税及び地方消費税を除く。）の総額は、次のとおりですので、見積額は、この額以内で記入してください。（米飯加工費、配送費（車両費含む）、器具（食缶）費、現場経費、管理費）

26,000千円

(9) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルへ参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

第4 受託者募集等のスケジュール

このプロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとします。

資料及び選定方針の公表	平成27年4月16日
募集要項等に関する説明会	平成27年4月23日
現地見学会	実施しない
募集要項等に関する質問の受付	平成27年4月24日から5月1日まで （日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）
募集要項等に関する質問に対する回答	平成27年5月11日
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付	平成27年4月24日から5月1日まで （日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の結果通知	平成27年5月13日
提案書類等の受付	平成27年5月18日から同月25日まで （日曜日及び土曜日を除きます。）
第1次審査に関する結果の通知	平成27年6月上旬
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	平成27年6月中旬
第2次審査に関する結果の通知	平成27年6月中旬
受託候補事業者の決定	平成27年6月下旬

1 資料の公表

(1) 公表方法

本委託業務に関する資料は、市のホームページにおいて公表します。

(2) 公表資料

- ア 募集要項（本書）
- イ 仕様書
- ウ 様式集

※上記書類が必要な場合は、各自、市のホームページからダウンロードしてください。

（ホームページアドレス <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>）

なお、仕様書の添付資料については、説明会当日に配布します。説明会に参加されない事業者へは郵送しますので、その旨を申し出てください。

2 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

(1) 日 時

平成27年4月23日（木） 午後3時から（受付開始午後2時45分から）

(2) 場 所

安来市伯太町東母里580番地
安来市役所伯太庁舎 101会議室

(3) 留意事項

ア 説明会の参加希望者は、平成27年4月21日（火）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、安来市教育委員会事務局給食センター開設準備室へファクシミリ又は電子メールにより連絡してください。

ファクシミリ：0854-23-3381

電子メールアドレス：kyuushokucenter@city.yasugi.shimane.jp

イ 説明会では、原則として募集要項等を配布しませんので、各自持参してください。

ウ 参加人数は、一の事業者につき3人までとします。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答します。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

(2) 受付期間

平成27年4月24日（金）から5月1日（金）まで

(3) 回答期日

平成27年5月11日（月）

(4) 電子メールアドレス

kyuushokucenter@city.yasugi.shimane.jp

4 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

参加事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出してください。

(1) 提出日時

平成27年4月24日（金）から5月1日（金） 午後4時まで

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）
- イ 参加表明書（兼参加資格審査申請書） に定める添付書類
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 経営状況調査表（様式第4号）
- オ 役員等調書兼照会承諾書（様式第5号）

(3) 提出先

安来市伯太町東母里580番地
安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

(4) 提出方法

- ア 参加表明書等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は、認めません。
- イ 参加表明書（兼参加資格審査申請書）以外の添付書類は、A4判フラットファイルに編冊の上、提出してください。なお、当該ファイルの表紙及び背表紙に、「参加資格審査申請書」及び「法人名」を記載してください。

5 募集要項等に関する質問に対する回答書の公開

募集要項等に関する質問に対する回答書は、市のホームページにて公開します。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしません。また、混乱を招くおそれがあるときは、質問に回答しないことがあります。

6 提案書等の提出（第1次審査）

参加事業者は、次に定めるところにより提案書等を提出してください。

(1) 受付（提出）期間

平成27年5月18日（月）から同月25日（月） 午後4時まで

(2) 提出書類

- ア 審査に係る提案書類提出書（様式第6号） 正1部
- イ 提案書（様式第7号から様式第12号まで） 正1部・副15部
- ウ 見積書（様式第13号） 正1部・副15部

(3) 提出先

安来市伯太町東母里580番地
安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

(4) 提出方法

- ア 提案書等は、直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。
- イ 提案書の書式
 - ① A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。
 - ② 様式第7号から様式第12号までに定めるところにより作成してください。
 - ③ 「平成28年度安来市給食炊飯等業務委託に関する提案書」及び「法人名」を記載

した表紙を付けてください。

ウ 無効となる提案書

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

- ① 平成28年度から平成29年度までの2年間の経費について見積りをしてください。また、見積書（様式第13号）には、年度別内訳金額も記載してください。
- ② 仕様書に基づき作成してください。
- ③ 見積書に、年度別の詳細な積算内訳書（社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を項目とするもの）を添付してください。
- ④ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印（法務局等が証明する印鑑）とします。
- ⑤ 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。
- ⑥ 見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とします。
- ⑦ 見積額が第3の2（8）「本委託業務における契約予定金額」を超える場合又は異常に少額である場合その他本委託業務の適正な実施に支障があると判断される場合は、失格とする場合があります。

7 プレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次審査）

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

（1）実施日時

平成27年6月中旬（日時は、別途通知します。）

（2）実施場所

別途通知します。

（3）実施時間

30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答15分程度）

※準備及び撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

（4）出席者

5人までとします。

（5）準備物

プロジェクター、パーソナルコンピューター等を使用する場合は、各自準備してください。（スクリーンは、準備します。）

（6）プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等の受付順とします。なお、辞退があった場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

8 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

安来市学校給食調理等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が、審査を実施します。

2 審査の方法

(1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

(2) 受託者の候補者は、選定委員会の審査に基づき決定します。

(3) 参加事業者資格の確認審査

参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」といいます。）として、参加資格審査申請書により、この募集要項に定める参加事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。

なお、当該要件を満たしていない場合には、失格とします。

(4) 第1次審査

参加資格審査を経て、第1次審査は書類審査とし、提案書、見積書等について、受託事業者選定基準に基づき採点し、得点の高い順に5以内の事業者を選定します。ただし、同得点の参加事業者が5事業者を超えて存在する場合は、この限りではありません。

また、参加事業者数が5以内の場合は、提案内容の基礎審査のみ行います。基礎審査は、提案書類等に記載された内容が、次のアからウまでの要件の全てを満たしていることを確認します。なお、当該要件のいずれかを満たさない場合は、当該提案は、無効とします。

ア 提案書全体について、同一事項に対する2以上の提案又は提案事項間の食い違いや矛盾がないこと。

イ 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

ウ 当該提案に関連する各様式（様式集参照）に示す項目に対する提案の内容が、仕様書に定める要件を満たしていること。

(5) 第2次審査

第1次審査で選考された参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、受託業者選定基準に基づき採点します。

選定委員会は、提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、得点の合計が最も高い提案をした事業者を最優秀提案者として選定します。

(6) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

- (7) 選定結果は、提案書の提出者全てに通知します。
- (8) 優先交渉権者が業務委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と業務委託契約を締結します。
- (9) 審査の結果、適切な参加事業者がないときは、「適切な参加事業者なし」とし、再募集する場合があります。

3 参加辞退

このプロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式第14号）を提出してください。

4 事務局

このプロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

安来市教育委員会事務局 給食センター開設準備室

〒692-0207 安来市伯太町東母里580番地

電話：0854-23-3327 ファクシミリ：0854-23-3381

電子メールアドレス：kyuushokucenter@city.yasugi.shimane.jp

第6 提案書等に関する条件

1 委託料に関する条件

(1) 処理の確認等

受託者は、毎月分の業務完了報告書を、当該月分の業務終了後、直ちに、市に提出していただきます。ただし、3月分については、同月末日までに提出していただきます。

市は、業務完了報告書を受領したときは、当該業務が業務委託契約等に基づき適切に処理されていることを確認します。

(2) 委託料の支払

委託料は、平成28年4月分を初回として、月ごとに支払います。受託者は、当該月分の委託料を市に請求することができます。市は、所定の支払請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を支払います。

なお、市が受託者に支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とします。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額を各年度の5月分から3月分までの各月分の委託料の額とし、その1か月分の委託料の額に当該切り捨てた端数の合計額を加えた額を当該年度の4月分の委託料の額とします。

(3) 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（給食実施回数×調理食数。詳細は、仕様書に記載）と実際の年間調理数が著しく異なった場合には、市と受託者と協議の上、委託料の額を変更することがあります。

2 リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は、次のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
業務の中止及び延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	受託者の業務放棄又は破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	業務内容の変更		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故、異物混入等に関するリスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

3 遵守法令

- (1) 法令…学校給食法（昭和29年法律第160号）、食品衛生法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令その他関連法規等
- (2) 要綱等…学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）その他関連要綱等

第7 委託業務実施に関する事項

1 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の債務不履行の場合

ア 受託者の責めに帰すべき事由により債務の不履行が生じ、又はその懸念が生じた場合には、市は、受託者に対して修復を勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができることとします。また、受託者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、受託者に対し、業務委託契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

イ 市は、受託者が本委託業務を完全に処理する見込みがないと認めるとき、又は業務委託契約に違反してその目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託業務の処理を求めることができることとします。

ウ 履行保証人は、イの規定による本委託業務の処理の請求があったときは、受託者に代わって本委託業務を処理しなければならないこととします。

(2) 市の債務不履行

ア 市の責めに帰すべき事由により 本委託業務の継続が困難となったときは、受託者は、業務委託契約を解除することができることとします。

イ アの場合において、受託者が業務委託契約を解除したときは、受託者は、市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受託者の責めに帰すことのできない事由により本委託業務の継続が困難となったときは、市及び受託者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は、業務委託契約を解除することができることとします。

2 市による本委託業務の実施状況の評価

市は、受託者が処理する業務について、定期又は随時に評価を行います。

その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

3 連絡協議会の設置

本委託業務の処理の円滑化を推進するため、定例会議を設置します。

4 災害等対応への協力

災害等が発生し、市が炊き出し等の要請を行った場合、受託者には、可能な限り協力を行っていただきます。

安来市給食炊飯等業務委託

仕 様 書

平成 27 年 4 月

安来市教育委員会

目 次

基本事項	1
実施体制	2
業務区分	3
報告等	6
費用の負担区分	7
損害賠償等に関する事	7
その他	7

安来市給食炊飯等業務委託仕様書

[基本事項]

1 委託名

安来市給食炊飯等業務委託

2 委託業務内容（※自社工場において実施）

委託業務の内容は、次のとおりとし、自社工場において実施するものとする。

- (1) 食材検収業務
- (2) 炊飯業務
- (3) 調理食材等の管理業務
- (4) クラス別配缶業務
- (5) 食缶の配送・回収業務
- (6) 食缶の洗浄消毒業務
- (7) 施設及び設備機器の清掃及び点検業務
- (8) 配送車両管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 業務委託期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで（2年間）

4 対象施設（受配施設）、食数（推定）及び食缶数
別紙1のとおり

5 調理食数及び給食実施回数（予定）

	平成28年度	平成29年度
調理食数	1,267 食	1,248 食
給食実施回数	130 回	130 回

6 関係法令等の遵守

学校給食法（昭和29年法律第160号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令その他関連法規及び関連要綱等を遵守すること。

7 安全衛生管理の徹底

安全衛生管理を目的とした、研修、衛生管理指導等を実施すること。

8 学校行事等への協力

学校給食の意義や特色を踏まえ、対象校等の食育活動に積極的に協力すること。また、学校訪問や給食試食会等が実施される場合についても、必要な協力を行うこと。

9 立入検査等の協力

保健所又は市の指定する者の立入検査があった場合は、当該検査の立会い等に協力すること。また、施設見学者への対応についても協力すること。

10 給食時間変更の対応

学校行事等のため、給食時間の変更がある場合は、適切に対応すること。

[実施体制]

1 炊飯業務責任者等

受託者は、委託業務が給食調理業務であることを考慮し、調理に従事する者として、専門の知識及び大量調理業務に従事した経験を有する次に掲げる者を配置すること。

(1) 炊飯業務責任者（1人）

炊飯、洗浄及びこれらに付随する業務等に関する事務の処理を行う炊飯業務責任者を1人配置する。炊飯業務責任者は、常勤の者とし、炊飯業務に関する指示について権限を持つ者とする。

(2) 炊飯業務副責任者（1人以上）

炊飯業務責任者に事故があるとき、又は欠けたときにおいてその職務を代行する炊飯業務副責任者を1人以上配置する。炊飯業務副責任者は、常勤の者とし、炊飯業務に関する指示について権限を持つ者とする。

(3) 食品衛生責任者（1人）

島根県食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）別表第1の規定に基づき食品衛生責任者を1人配置する。食品衛生責任者は、「大量調理施設衛生マニュアル（厚生労働省）」における衛生管理者を兼ねることができる。

また、食品衛生責任者は、常勤の者とし、炊飯業務責任者又は炊飯業務副責任者を兼ねることができるものとする。

(4) 炊飯業務従事者

炊飯業務に必要な人員を配置する。炊飯業務従事者は、市の定めるアレルギーに接触しないように配慮する。

2 配送業務責任者等

(1) 配送業務責任者（1人）

配送・回収及びこれらに付随する業務等に関する事務の処理を行う配送業務責任者を1人配置する。また、配送業務責任者は、常勤の者とし、配送業務に関する指示について権限を持つ者とする。

(2) 配送業務副責任者（1人以上）

配送業務責任者に事故があるとき、又は欠けたときにおいてその職務を代行する配送業務副責任者を1人以上配置する。配送業務副責任者は、常勤の者とし、配送業務に関する指示について権限を持つ者とする。

(3) 配送業務従事者

配送業務に必要な人員を配置する。

2 委託業務の処理に関する指示等

受託者は、各業務責任者及び業務副責任者を委託業務管理責任者と定め、委託業務の処理の管理及び委託業務の処理に関する市との連絡に当たらせるものとする。

市は、委託業務の処理に関する指示は、委託業務管理責任者に対して行い、業務従事者に対して直接これを行わない。

3 選任報告書

選任した各業務責任者、業務副責任者及び食品衛生責任者（以下「責任者」と総称する。）について、委託業務を開始しようとする2週間前までに、それぞれ次の表に定める報告書を市に提出すること。また、責任者を変更する場合は、変更の2週間前までに、その旨を市に報告すること。

報告書	提出期限
炊飯業務責任者選任報告書	履行開始2週間前
炊飯業務副責任者選任報告書	履行開始2週間前
食品衛生責任者選任報告書	履行開始2週間前
配送業務責任者選任報告書	履行開始2週間前
配送業務副責任者選任報告書	履行開始2週間前

4 業務従事者等の教育・研修

調理、食品の取扱い及び配送等が円滑に行われるよう年2回以上研修を行い、業務従事者の資質向上に努めるとともに、業務従事者を新たに採用した場合は、初任者研修を必ず実施すること。

[業務区分]

本委託業務における安来市及び受託者の業務分担区分は、別紙2のとおりとする。

1 市が行う業務の範囲

委託業務に関して市が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 献立作成等

市は、献立を作成し、献立及び食数等について、次の表の左欄に掲げる事項を、それ

ぞれ同表の右欄に定める提示時期に受託者に提示する。

種 類	提示時期
給食実施予定	年度当初
給食献立予定（月間）	前月末10日前（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）
各学期給食基本人員	各学期開始5日前（休日等を除く。）
調理業務指示	前々週
調理業務変更指示	前日夕方まで

(2) 炊飯実施食数等の指示

市は、各月の初日の7日前（休日等を除く。）までに、受託者に対し、その月の予定給食数を示す。また、予定給食数に変更がある場合は、提供日の4日前（休日等を除く。）までに、受託者に対し、その内容を示し、それ以降変更しない。ただし、学級閉鎖、臨時休校等緊急やむを得ない事情がある場合は、提供日の前日においても、給食実施食数の変更を指示する場合がある。

2 受託者が処理する委託業務

受託者は、学校給食法第9条第1項に規定する「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」により、委託業務を処理すること。

調理済み食品は、調理後2時間以内に児童及び生徒等が喫食することができるよう調理及び配送業務を行うこと。

(1) 食材検収業務

食材（精米は安来産に限る）の検収をする責任者を定め、発注書に基づき、食材の引渡し、検収及び記録等の業務をすること。

(2) 炊飯業務

検収された食材を市が提示する「学校給食献立予定表」、炊飯加工規格（別紙3）等に基づき、安来産の精米で米飯を調理する。

(3) 調理食材等の管理業務

ア 「学校給食衛生管理基準」に基づいて保存用食材の処理を行い、記録すること。

イ 引渡しを受けた食材（調味料等を含む。）を適切な場所に保管すること。また、納品伝票等と照合し、在庫量を記録すること。

(4) クラス別配缶業務

調理済み米飯を、市が指示する受配施設ごとに、クラス別に計量し、これを配缶後、配送車両への積み込みを行う。なお、配缶容器は必ず保温食缶又は容器を使用すること。

(5) 食缶の配送・回収業務

ア 市が指示する配送・回収施設（別紙4）に衛生的な装備を施した給食配送用車両で配送・回収する。

イ 配送・回収順路及び時間は、受託者決定後に協議し決定する。

ウ 配送時間は、おおむね午前10時30分から正午まで、回収時間は、おおむね午

後1時30分から午後3時までとする。

エ 配送時には納品書を添えて食缶を引き渡すとともに、引渡し都度、受領書を受け取る。

(6) 食缶の洗浄消毒業務

ア 各受配施設から返却された食缶を洗浄し、消毒保管庫への格納作業を行うこと。

イ 食缶の洗浄に使用する洗剤等は、人的・環境面で安全な規定濃度で使用し、適切に保管すること。

(7) 施設及び設備機器の清掃及び点検業務

「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録を行うこと。

(8) 配送車両管理業務

ア 配送業務従事者は、配送開始30分前には配送車両（別紙5）の点検を終え、配送することができる体制を整えておき、配送業務に支障のないように万全を期すこと。

イ 配送業務従事者は、毎日必ず配送車両の洗浄及び整備に従事すること。

(9) 衛生管理業務

「学校給食衛生管理基準」に基づき、炊飯業務従事者及び配送業務従事者の健康管理、食品管理及び施設設備等の管理を行うこと。

ア 健康診断は、年1回以上の定期健康診断を実施すること。

イ 赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌群に係る検便の検査を月2回実施すること。また、ノロウイルスに係る検便の検査を冬季（10月～3月）に限り月2回実施すること。なお、保菌者が出た場合は、日時及び状況等を市に報告するほか、ベロ毒素等の有無などについて、追跡検査をすること。

ウ ノロウイルスの感染の疑いのある症状が炊飯業務従事者又は配送業務従事者に発生した場合は、直ちに当該炊飯業務従事者及び配送業務従事者に対して調理場及び配送車両への立入禁止を指示し、発症日時及び発症状況等を市に報告するほか、ノロウイルスの保有を確認するための迅速検査と高感度検査を原則として同時に行うこと。

エ ノロウイルスの感染の疑いのある症状が炊飯業務従事者又は配送業務従事者と同居する者に発生した場合は、直ちに当該調理業務従事者及び配送業務従事者に対して調理場及び配送車両への立入禁止を指示し、発症日時及び発症状況等を市に報告するほか、当該炊飯業務従事者又は配送業務従事者がノロウイルスを保有していないことを高感度検査により確認すること。

オ その他の細菌、ウイルス等による感染（感染の疑いのある症状の発生を含む。）が発生した場合は、発症日時及び発症状況等を市に報告するほか、必要に応じて、当該調理業務従事者及び配送業務従事者に対して調理場及び配送車両への立入禁止を指示し、保菌の有無を確認するための検査を行うこと。

[報告等]

1 許可等

受託者は、食品衛生法第52条第1項の規定による許可等委託業務を処理するために必要な手続きを完了し、業務開始2週間前までに、当該許可を受けたことを証する書類の写しを市に提出すること。

2 業務計画書

受託者は、次の各号に掲げる調理作業行程表等を作成し、当該各号に定める提出期限までに市に提出すること。

(1) 調理作業工程表（白ご飯及び混ぜご飯の場合） 履行開始2週間前

(2) 調理作業動線図（白ご飯及び混ぜご飯の場合） 履行開始2週間前

3 業務完了報告書等

受託者は、次の表の左欄に掲げる報告書を作成し、それぞれ同表の中欄に定める提出期限までに、指定の書式で提出すること。

報告書の種類	提出期限	提出部数
給食用精米使用量報告書	当該月業務終了後直ちに	1部
定期健康診断結果報告書	検査結果が出た後直ちに	1部
従事者の細菌検査結果報告書	検査結果が出た後直ちに	1部
研修実施報告書	実施後直ちに	1部
異物混入等報告書	発生後直ちに	1部
配送車両運行記録	配送日の翌配送日	1部
委託業務完了報告書（月ごと）	当該月業務終了後直ちに	1部

4 記録文書の作成、保管等

受託者は、次の表の左欄に掲げる記録文書を作成し、それぞれ同表の中欄に定める保存期間まで保管し、市が必要と認めた時は速やかに提出すること。

記録文書の種類	記録単位	保存期限
従事者記録簿	調理日、配送日	1年以上
個人別健康観察記録簿	調理日、配送日	1年以上
日常点検記録簿	調理日、配送日	1年以上
調理作業等完了報告書	調理日	1年以上
保存食記録簿	調理日	1年以上
害虫点検記録簿	実施日（月1回以上）	1年以上

[費用の負担区分]

- 1 市が指定した者が負担する費用
市が調達した食材（精米、麦、混ぜご飯の材料）の売買代金とする。
- 2 受託者が負担する費用
上記1を除く委託業務に要する費用とする。

[損害賠償等に関すること]

- 1 損害賠償責任
 - (1) 受託者は、食中毒、事故等の発生時の対応として、委託業務の開始までに、委託業務について生産物賠償責任保険（1事故につき1人当たり5,000万円以上）に加入すること。
 - (2) 次に掲げる事項に該当し、その結果市に損害を与えたときは、受託者は、市に損害を賠償しなければならない。
 - ア 故意又は過失により食中毒の原因となる細菌その他人体に有害な物質を給食に混入したとき。
- 2 履行保証人
履行保証人は、市が、受託者の責めにより委託業務の継続が困難であると判断したときは、速やかに当該委託業務を引き継ぐものとする。この場合における委託料は、当該年度の委託料総額から、既に受託者に対し支払った委託料の額及び当該委託業務の中断により市が被った損害で受託者から賠償を受けていない額を減じて得た額とする。

[その他]

- 1 委託業務処理状況の評価
市は、受託者が処理する委託業務について、定期又は随時に評価を行う。
その結果、契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことができる。
- 2 連絡協議会の設置
委託業務の処理の円滑化を推進するため、定例会議を設置する。
- 3 災害等対応への協力
災害等が発生し、市が炊き出し等の要請を行った場合、受託者は、可能な限り協力を行うこととする。

別紙 1

受配施設	食数 (食)		食缶数 (個)
	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	
安来市給食センター	1 5	1 5	1
第一中学校	5 8 7	5 7 9	1 6
第二中学校	1 3 1	1 2 9	7
第三中学校	2 2 5	2 1 6	7
広瀬中学校	2 0 4	2 0 4	7
安来幼稚園	1 0 5	1 0 5	5
合 計	1, 2 6 7	1, 2 4 8	4 3

業務分担区分表

区分	業務内容	市	受託者
給食管理	献立作成	○	
	栄養指導	○	
	給食数等必要な事項の連絡	○	
	給食調理指示書の作成	○	
	給食費管理業務	○	
	調理従事者の個人別健康観察報告書の記入		○
	調理従事者の個人別健康観察報告書の確認	○	
	月末物資在庫量確認・報告		○
	作業工程表、作業動線図の作成		○
	作業工程表、作業動線図の確認	○	
調理作業	調理業務（学校行事等含む）		○
	調理の検査（中間及び出来上がり検査）		○
	配缶業務及び配送車両への積み込み業務		○
	食缶・調理用器具類等の洗浄・消毒		○
	保存食の保存（原材料及び調理済食品）		○
食材（精米及び混ぜご飯の原材料）管理	食材の購入	○	
	食材の検収		○
	食材の保管		○
配送車両の管理	配送車両の保有		○
	配送車両の点検・管理		○
	配送車両の保守・維持・修繕		○
	配送車両の運行記録の記入		○
	配送車両の運行記録の確認	○	
業務管理	従事者の勤務管理		○
	従事者業務分担の決定		○
	従事者業務分担の確認	○	
衛生管理	食材の衛生管理		○
	従事者の衣服等の清潔保持		○
	給食日常点検表の記入・報告		○
	従事者の研修		○
	定期健康診断の実施及び報告		○
	定期健康診断の実施の確認	○	
	腸内細菌検査（月2回）の実施及び報告		○
	腸内細菌検査（月2回）の実施の確認	○	
	生産物賠償責任保険の加入		○
労働安全衛生	労災事故防止対策		○
	労災保険等の加入		○

別紙3 炊飯加工規格

1 炊飯

炊飯は給食日の朝から開始しなければならない。

- ・使用精米量

幼稚園規格：55g/食（精米：50g、麦：5g）

中学校企画：110g/食（精米：100g、麦：10g）

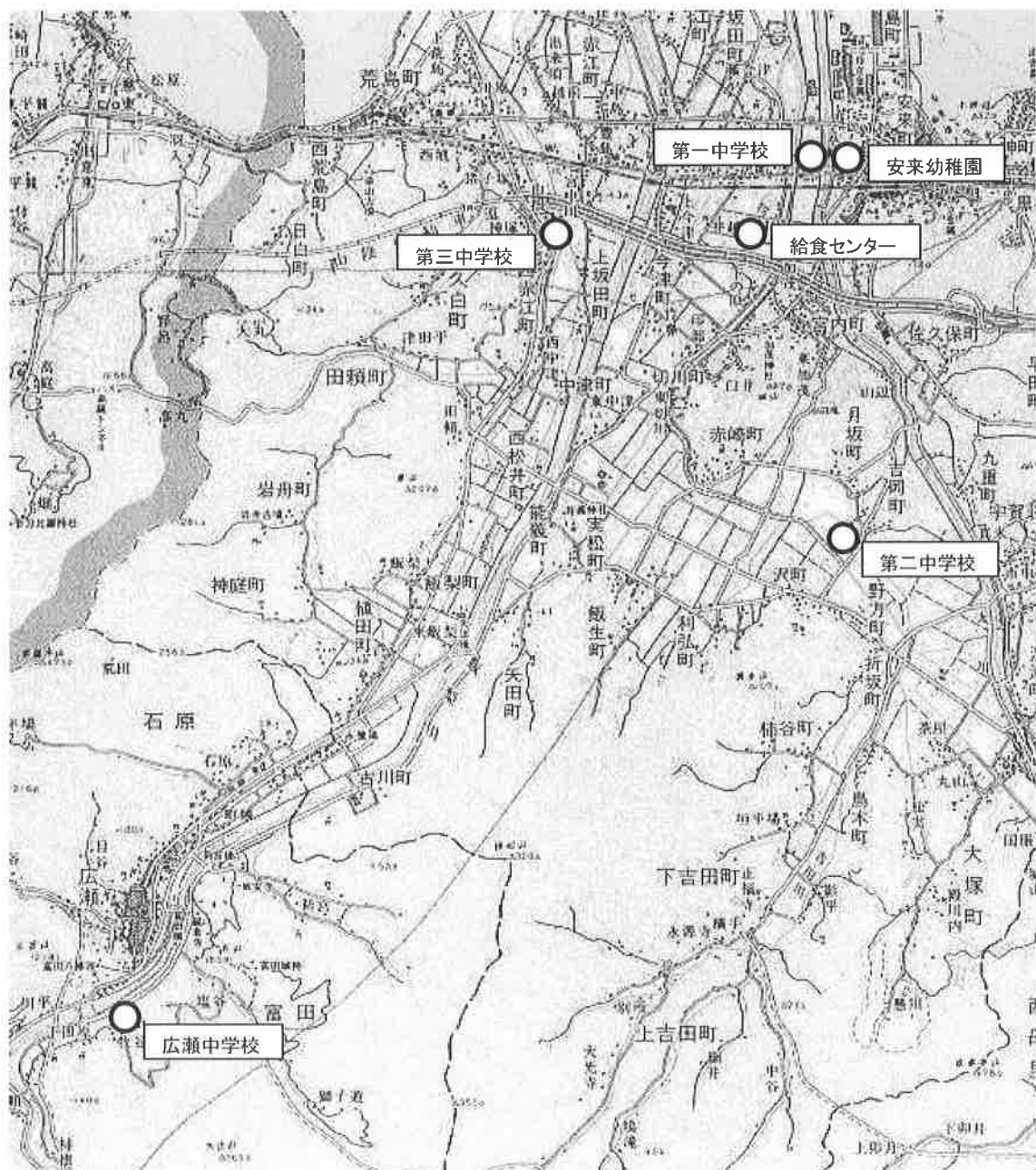
2 精米に対しての炊き上がりの米飯の量目

精米に対して150%の加水をした場合、2.25倍以上であること。

3 米飯の温度

食缶で納入された米飯は、配食前開缶時の温度が60℃以上であること。

名	称	所	在	地	ホームの形状	ホームの高さ	備	考
配 送 先	1	安来市給食センター	安来市切川町		セメント製	90cm	予定	
	2	安来市立第一中学校	安来市飯島町792番地		セメント製	44cm		
	3	安来市立第二中学校	安来市吉岡町7番地		セメント製	43cm	予定	
	4	安来市立第三中学校	安来市西赤江町395番地		セメント製	52cm	予定	
	5	安来市立広瀬中学校	安来市広瀬町富田1470番地		セメント製	40cm		
	6	安来市立安来幼稚園	安来市安来町853番地		なし			



別紙5

配送車両

ア 車両台数

1台

イ 車種等

普通貨物（事業用）

※中古車両又はリース車両の使用可

ウ 最大積載量 3,000kg未満

エ 装備等

- ①食缶を収納するコンテナ又はボックスは、給食の安全性及び衛生面に十分配慮したものとする。
- ②安来市給食センター及び業務対象の配膳室において、食缶の搬入を速やかに行うことができるよう工夫すること。
- ③給食配送時のボックス内部温度を計測することができるよう、ボックス後部に、正確に計測することができる温度計を取り付けること。

オ 配送車両管理等

- ①配送車両は、自社において保管及び管理をし、常に清潔な状態に保つこと。
- ②円滑に業務を処理することができるよう、常に配送車両の整備を行っておくこと。
- ③配送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう、速やかに措置すること。
- ④配送車両（配送車両の清掃に係る洗剤、モップ等を含む。）に係る費用は、受託者の負担とする。
- ⑤安来市は、配送車両を随時点検し、不備と認めるものについては、受託者の負担により、その取替え又は修理を命ずることができる。この場合において、受託者は、直ちに従わなければならない。

カ 使用制限

配送車両は、安来市の給食配送業務以外に使用する場合は、安来市の承諾を得なければならない。

キ 自動車保険等

配送車両について、次に掲げる内容の任意保険の契約を締結し、その保険証券の写しを提出すること。

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 2,000万円

ク 車両の登録

配送車両は、事前に、安来市の給食配送業務に適合している車両であることについての確認を受けること。また、毎年度、安来市が指定する日（原則として、各年度4月の業務開始日の1週間前）までに、自動車検査証の写しを提出すること。



- よみあげ
- ふりがな
- もじの大きさ
- いろ
- 使い方

当サイトについて | サイトマップ

市長の部屋

防災情報

行政トップページ

くらしのガイド

生活一般

[住民票・戸籍](#) / [パスポート・各種証明書](#) / [市税](#) / [イエローバス](#) / [公共交通](#) / [住宅](#) / [定住](#) / [選挙](#) / [その他](#)

保健・医療・福祉

[国民健康保険](#) / [国民年金](#) / [介護保険](#)・[高齢者福祉](#) / [障がい者福祉](#) / [生活福祉](#) / [健康・休日診療](#) / [子育て支援](#) / [その他](#)

環境

[ごみ・リサイクル](#) / [環境保全](#) / [犬・猫管理](#) / [その他](#)

教育・交流・協働

[学校教育](#) / [文化振興](#) / [地域・スポーツ振興](#) / [交流センター](#) / [N.P.O.](#)・[国際交流](#) / [人権](#)・[男女共同参画](#) / [その他](#)

安全

[防災](#) / [消防](#) / [防犯](#) / [消費者相談](#) / [交通安全](#) / [その他](#)

産業・経済

[農林業](#) / [商工業](#)・[観光事業](#) / [その他](#)

まちづくり

[道路](#)・[河川](#)・[公園](#) / [上下水道](#) / [建築支援](#) / [その他](#)

行政情報・市政

[市勢](#) / [機構](#) / [施設電話番号](#) / [計画](#) / [統計](#) / [財政](#) / [パブリックコメント\(意見募集\)](#) / [審議会情報](#) / [入札情報](#) / [広報](#)・[広聴](#) / [報道提供資料等](#) / [安来市例規集](#) / [申請書様式ダウンロード](#) / [その他](#)

[部署名からさがす](#)

[English](#)

[トップページ](#) > [部署一覧](#) > [教育委員会](#) > [給食センター開設準備室](#) > [給食センター開設準備室からのお知らせ](#) > [安来市給食炊飯等業務委託について](#) > 安来市給食炊飯等業務の受託者選定結果について

安来市給食炊飯等業務の受託者選定結果について

安来市では、平成28年度から給食開始となる学校の炊飯等業務を民間事業者へ委託します(委託期間:2年間)。公募型プロポーザル方式により、受託者を募集し、審査を行った結果、下記のとおり最優秀提案者を優先交渉権者に決定しました。

優先交渉権者 島根県農業協同組合やすぎ地区本部

選定までの経緯

- 平成27年4月16日 資料及び選定方針の公表
- 平成27年4月23日 募集要項等に関する説明会
- 平成27年4月24日から5月1日まで 募集要項等に関する質問の受付
- 平成27年4月24日から5月1日まで 参加表明書(兼参加資格申請書)の受付
- 平成27年5月11日 募集要項に関する質問に対する回答
- 平成27年5月13日 参加表明書(兼参加資格申請書)の結果通知
- 平成27年5月18日から5月25日まで 提案書類等の受付
- 平成27年6月2日 第1次審査に関する結果の通知
- 平成27年6月23日 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)及び最優秀提案者の選定
- 平成27年6月24日 優先交渉権者の決定及び結果の通知

選定方法

安来市学校給食調理等業務受託者選定委員会(委員数:8名)を設置し、安来市給食炊飯等業務委託業者選定基準に基づき、参加事業者から提出された提案書等の審査及びプレゼンテーション、ヒアリング審査を行い選定しました。

安来市給食炊飯等業務委託業者選定基準の審査項目と配点

- (1)業務実績等...10点
 - (2)学校給食に対する基本的な考え方...15点
 - (3)炊飯等業務実施体制...20点
 - (4)炊飯等業務の円滑な運営...15点
 - (5)衛生管理業務及び研修...30点
 - (6)見積額...10点
 - (7)会社の経営状況...5点
 - (8)その他(全般)...5点
- 合計110点

選定結果

参加事業者数:1
選定委員会の審査により、各委員から受託者として適当であると評価を得たので、最優秀提案者に選定し、優先交渉権者に決定しました。

[審査結果](#)(PDF形式26.7KB)

安来市へのお問い合わせやご意見、各課案内はこちら

安来市役所

〒692-8686島根県安来市安来町878-2
電話:0854-23-3000(代表)
代表メールアドレス:info@city.yasugi.shimane.jp

安来市給食炊飯等業務委託企画提案 審査結果

単位:点

審査項目	配点	参加事業者
		島根県農業協同組合やすぎ地区本部
(1)業務実績等	80	58.6
(2)学校給食に対する基本的な考え方	120	75.6
(3)炊飯等業務実施体制	160	105.4
(4)炊飯・配送業務の円滑な運営	120	78.8
(5)衛生管理業務及び研修	240	158.0
(6)見積額	80	80.0
(7)会社の経営状況	40	30.4
(8)その他(全般)	40	30.0
合 計	880	616.8
備 考		最優秀提案者